

定 款

一般社団法人茨城県助産師会

一般社団法人 茨城県助産師会

目 次

第1章	総 則
第2章	目的及び事業
第3章	会 員
第4章	社員総会
第5章	役員等
第6章	理事会
第7章	資産及び会計
第8章	定款の変更及び解散
第9章	公告の方法
第10章	補 則

平成30年5月13日 改正

令和6年12月8日 改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人茨城県助産師会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、公益社団法人日本助産師会（以下「日助会」という。）との連携のもと、

助産師相互の協力と専門職としての水準の維持向上ならびに利用者に対する質の保証を図り、母子保健事業を通じ、女性と子ども及び家族の健康・福祉の改善・向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 助産及び母子保健事業の実施及び普及・啓発活動に関する事業
- (2) 次世代育成支援に関する事業
- (3) リプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の尊重、普及、活動に関する事業
- (4) 助産業務の質の保証並びに助産師育成及び資質の向上に関する事業
- (5) 母子保健の国際協力、国際交流に関する事業
- (6) 助産及び母子保健の調査・研究に関する事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は茨城県において行う。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 茨城県内に居住し又は勤務する助産師で、この法人の活動目的及び事業に賛同して入会した者。又は、茨城県内に居住もしくは勤務していないが、特段の事情により入会を認められた者
- (2) 特別会員 正会員のうち、高齢又は病弱のため就業できなくなった者で本人の希望により理事会で特別会員と認められた者
- (3) 名誉会員 正会員のうち、日助会において名誉会員として承認された者
- (4) 賛助会員 この法人の事業目的に賛同して入会した助産師以外の個人又は団体

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員及び賛助会員として入会しようとする個人又は団体は、理事会において別に定めるところにより入会の申し込みを行うものとする。

- 2 正会員は、日助会の会員であることを要する。
- 3 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを通知する。

(会費等)

第7条 正会員（特別会員及び名誉会員を除く）は、この法人の目的を達成するため、会費を支払う義務を負う。

- 2 会費は、社員総会において別に定める。
- 3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員はいつでも退会することができる。ただし、退会の1か月以上前に本会に対して予告をするものとする。

(懲戒)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、理事会において理事の3分の2以上の議決に基づき懲戒をすることができる（ただし、除名を除く）。除名は、社員総会において正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決

権の3分の2以上の多数に当たる決議による。

- (1) この定款その他の規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他懲戒すべき正当な事由があるとき。

2 懲戒処分の種類は以下のとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 委託業務の制限と停止の勧告等
- (3) 除名

3 前2項の規定により会員を懲戒しようとするときは、別に定める懲戒規則による。

4 会長は、懲戒が決議されたときは、当該会員に対し懲戒した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡若しくは解散したとき。
- (2) 正会員が助産師免許を取り消されたとき。
- (3) 正会員が日助会の会員でなくなったとき。
- (4) 正当な理由がなく1年以上会費を滞納したとき。

(会員名簿)

第11条 この法人は、正会員及び賛助会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条 社員総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか臨時総会は必要がある場合に開催する。

（招集）

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して発する。

（議長および議事録署名人）

第16条 社員総会には議長団をおく。

- 2 議長団は議長を含めて2人以上とし、議長及び議長団は、社員総会において出席した正会員の中から選出する。
- 3 社員総会における議事録署名人は社員総会において出席した正会員の中から2名を選出する。

（議決権）

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第18条 社員総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は正会員総数の半数以上であって正会員総数の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 社員総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、署名もしくは記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上12名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長が、あらかじめ理事会の議決を経て定めた順位に従い、副会長が会長の職務を代理し、又は会長の職務を行う。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は理事会において別に定めるところにより、この法人の業

務を分担執行する。

- 3 会長及び副会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までの1期2年とし、再任を妨げない。ただし、3期を超えて就任することは出来ない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任をさまたげない。ただし、3期を超えて就任することは出来ない。

- 3 理事又は監事は第20条に定める定数に足りなくなる時は任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまでなお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬は社員総会において定める。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第27条 この法人に、任意の機関として3名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は理事会において決議し、選任にあたっては会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は委嘱した会長の任期の残任期間とする。
- 4 顧問の報酬は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の一部免除)

第28条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定および解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。

この法人の事業計画書及び収支予算書については毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の分配の禁止)

第37条 この法人は剰余金を分配することができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

2 定時総会後のこの法人の貸借対照表は、1年間継続して公告する。

第10章 補則

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附則 この定款は令和7年5月11日から施行する。